

■科学的な妥当性、見極めよ 尾内隆之さん(流通経済大学准教授)

原発の再稼働をめぐって、昨年、二つの裁判所で全く逆の判断が示されました。

高浜原発の再稼働停止の仮処分を認めた福井地裁の決定は、同じ裁判官によるその前の大飯原発をめぐる判決もそうですが、法律家から見れば無理もあるでしょう。でも、市民が最後のよりどころとしてきた裁判所への申し立てを逃げずに引き受けた判断として評価してよいと思います。

他方、九州電力 川内原発をめぐる鹿児島地裁決定は、従来通りの判断の典型でした。しかも原告が 人格権 の侵害を訴えた 民事訴訟 なのに正面から答えず、行政機関が科学的・専門的に審査しているから大丈夫と、 行政訴訟 のような判断をした。これはするい。

それぞれに課題のある正反対の判断を放置することは、司法の信用にも関わる重要な問題と認識すべきでしょう。

そのうえで、きわめて専門的で科学的な判断が裁判官にできるのかという、よくいわれる指摘も、確かに重要です。裁判所は従来、「設計には割り切りが必要」などという事業者・行政側の専門家の判断をそのまま認め、批判する側の専門家を切り捨ててきました。知識を初めから色分けするのではなく、本当に妥当性の高い知識を見いだす努力が裁判でもなされるべきです。科学、学術とは本来、そういうものなのですから。

法律と科学、この二つの世界は、似た思考様式で似たようにふるまいながら互いに誤解もしています。どちらの世界もピアレビュー、つまり仲間同士の評価で専門性を保っており、専門的、技術的判断をしばしば相場観のようなものに頼っていることも同様です。外にいる人にはよくわからないけれど、客観的で中立的な「正解」を出してくれるはずという、過剰なほどの期待がある点も同じです。

こうした期待とのずれを露呈させたのが、福島第一原発事故だったと思います。

行政の裁量だからと追認するのではなく、中身に踏み込んで妥当性を判断する。司法に託された市民の期待であり、統治機構の一員としての司法権の当然の役目です。

裁判所が科学的、専門的な事柄をどう扱うのかは、どの国も悩んでいて、いろいろな工夫を始めています。たとえば、法廷で立場の違う専門家同士に議論してもらう手法もすであります。法廷の外で複数の専門家の意見を聞く方式は日本でも 医療訴訟 にありますが、望まれるのは公開の法廷での専門家同士の議論です。それならおかしな論理は通らず、より妥当な解決策が浮かび上がるはずです。

こうした場をつくるときこそ、司法の中立性が發揮されてほしい。科学がかかわる問題はいま山積みです。司法が新しい仕組みに踏み出すことが必要だと思います。

(聞き手・辻篤子)

\*

おないたかゆき 68年生まれ。政治学者。科学技術やリスクの政治過程を研究。共編著に「科学者に委ねてはいけないこと」。